

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

「第四款の
第五款
第六款
第七款
第八款
第九款の

「第五款 岐阜県美術館（第六十八条 第七十条）
第六款 岐阜県現代陶芸美術館（第七十一条 第七十三条）
第七款から第九款まで 削除

」を
「
第七款
第八款
第九款の

二 岐阜県県民生活相談センター（第六十七条の二・第六十七条の三）
岐阜県美術館（第六十八条 第七十条）
岐阜県現代陶芸美術館（第七十一条 第七十三条）
岐阜県図書館（第七十四条 第七十六条）
岐阜県博物館（第七十七条 第七十九条）
岐阜県高山陣屋管理事務所（第八十条・第八十一条）
二 岐阜県文化財保護センター（第八十一条の二 第八十一条の四）」
に改める。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

（火曜日）
（金曜日）

発 行

（休日）
（ときは翌日）

平成二十九年四月一日

第四条第一項の表秘書課の項中「行啓係」を削り、同表広報課の項中「広報政策係」を削り、「企画係」の下に「メディア係」を加え、同条第二項の表秘書課の項に次の一号を加える。

四 栄典、褒賞及び表彰に関すること。

第五条第一項の表人事課の項中「管理調整表彰係」を「管理調整係」に改め、同表行政管理課の項中「業務改善係」の下に「改革推進係」を加え、同表財務課の項中「システム開発係」を削り、同表管財課の項の次に次のように加える。

県庁舎建設課	管理調整係、企画係、建築係、電気設備係、機械設備係
--------	---------------------------

第五条第二項の表人事課の項第五号中「職員研修」の下に「及びキャリア形成支援」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表管財課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

県庁舎建設課	一 県庁舎の再整備に関すること。
--------	------------------

第五条第三項及び第四項を削る。

第六条第一項の表地域スポーツ課の項中「管理調整係」の下に「施設整備係」を、「地域スポーツ係」の下に「レクリエーション・健康づくり推進係」を加え、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項第五号中「イベント運営支援」を「TPP対策の総合調整」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加える。

十五 大学等高等教育機関との連携に関すること。

第十六条 ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に関すること。

第十六条第二項の表地域スポーツ課の項に次の二号を加える。

五 レクリエーションに関すること。

六 全国健康福祉祭に関すること。

第六条第三項の表清流の国づくり政策課の部地方創生室の項中「地方創生係」の下に「政策連携係」を加える。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中「NPO・宗教法入係、生活・交通安全係、

「コミュニティ・生涯学習係」を「生涯学習係」に改め、同項の次に次のように加える。

環境企画課

管理調整係、企画係、環境教育係、自然公園係、生物多様性係

第七条第一項の表自然環境保全課の項を次のように改める。

県民生活課

管理調整係、県民生活企画係、事業者指導係、NPO・宗教法入係、交通安全・コミュニティ係

第七条第一項の表文化振興課の項及び県民生活相談センターの項を削り、同表に次のように加える。

文化創造課

管理調整係、文化創造係、文化振興係、文化施設係

文化伝承課

管理調整係、教育文化係、伝統文化係、記念物保護係

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第四号から第十七号までを削り、同項第十八号中「(教育委員会の所管に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 社会教育に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第十九号を削り、第二十号を第六号とし、第二十一号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

環境企画課

- 一 環境基本計画及びその実施計画に関すること。
- 二 環境教育の推進に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 公害紛争処理に関すること。
- 四 ふるさと環境保全基金に関すること。
- 五 自然環境の保全に関すること。
- 六 自然公園に関すること。
- 七 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関すること。
- 八 生物多様性の保全に関すること。
- 九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- 十 県事務所に関すること(環境課に係るものに限る。)

第七条第二項の表自然環境保全課の項を次のように改める。

県民生活課

- 一 消費者行政の企画調整及び推進に関する事
- 二 消費者の権利の擁護に関する事
- 三 消費者教育及び啓発に関する事
- 四 生活関連物資の価格安定に関する事
- 五 金融広報に関する事
- 六 消費生活における事業者指導に関する事
- 七 消費生活協同組合に関する事
- 八 特定非営利活動法人に関する事（他の所掌に属するものを除く。第九号、第十一号、第十四号及び第十五号において同じ。）
- 九 非営利活動への支援及び非営利活動団体との協働に関する事
- 十 宗教法人に関する事
- 十一 交通安全対策の企画調整に関する事
- 十二 交通安全の指導啓発に関する事
- 十三 安全・安心まちづくりに関する事
- 十四 地域コミュニティ対策の企画調整に関する事
- 十五 地域コミュニティの支援に関する事
- 十六 県民生活相談センターに関する事

第七条第二項の表文化振興課の項及び県民生活相談センターの項を削り、同表に次のように加える。

文化創造課

- 一 文化行政の企画調整及び推進に関する事
- 二 地域文化の振興に関する事
- 三 県民ふれあい会館、ぎふ清流文化プラザ及び飛騨・世界生活文化センターに関する事
- 四 公立文化施設のネットワークに関する事
- 五 公益財団法人岐阜県教育文化財団に関する事

文化伝承課

- 一 文化財に関する事（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第五号から第十一号までにおいて同じ。）
- 二 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関する事
- 三 コネスコ活動に関する事
- 四 著作権に関する事
- 五 博物館施設に関する事

- 六 岐阜県美術館に関する事
- 七 岐阜県現代陶芸美術館に関する事
- 八 岐阜県図書館に関する事
- 九 岐阜県博物館に関する事
- 十 岐阜県高山陣屋に関する事
- 十一 岐阜県文化財保護センターに関する事
- 十二 岐阜県先端科学技術体験センターに関する事
- 十三 岐阜県美術館美術品取得基金に関する事

第七条に次の二項を加える。

3 環境生活部内に本庁部内局（本庁の部に置く局をいう。以下同じ。）として県民文化局を置く。

4 県民文化局は、文化創造課及び文化伝承課を所管する。

第八条第一項の表医療整備課の項中「管理調整係」の下に「企画係」を加え、「看護係」を削り、同表医療福祉連携推進課の項中「医療人材確保係」の下に「看護係」を加え、同表保健医療課の項中「管理調整係」の下に「健康増進係、がん・疾病対策係」を加え、「母子保健係」を削り、「がん対策・健康増進係」を「母子保健係」に改め、同表業務水道課の項の次に次のように加える。

地域福祉課

管理調整係、地域福祉・人材係、社会援護係

第八条第一項の表地域福祉国保課の項を削り、同表女性の活躍推進課の項中「両立支援係」を「企画係」に改め、同表子ども家庭課の項中「基盤整備係」の下に「子ども支援係」を加え、同条第二項の表健康福祉政策課の項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十四号までを四号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「こ」との下に「他の所掌に属するものを除く。」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、同表医療整備課の項中第七号及び第八号を削り、第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 医療計画に関する事
- 二 医療費適正化計画に関する事

第八条第二項の表医療整備課の項第十二号中「公立大学法人岐阜県立看護大学」を「国民健康保険」に改め、同項第十三号中「医療勤務環境改善支援センター」を「後期高齢者医療制度」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 福祉医療に関すること。

第八条第二項の表医療福祉連携推進課の項中第六号を第十号とし、第三号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

三 保健師（免許等に係るものに限る。）、助産師、看護師及び准看護師に関すること。

四 県立衛生専門学校及び看護専門学校に関すること。

五 公立大学法人岐阜県立看護大学に関すること。

六 医療勤務環境改善支援センターに関すること。

第八条第二項の表保健医療課の項中第七号から第十六号までを削り、第十七号を第十八号とし、第六号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 母子保健及び母体保護に関すること。

第八条第二項の表保健医療課の項中第四号及び第五号を削り、第三号を第十五号とし、第二号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（障害福祉サービスに関するものを除く。）。

十四 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。

一 地域保健対策の推進に関すること。

二 健康増進計画に関すること。

三 健康づくりに関すること。

四 生活習慣病対策に関すること。

五 食育の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 食生活改善に関すること。

七 保健師に関すること（医療福祉連携推進課の所掌に属するものを除く。）。

八 栄養士に関すること。

九 南飛騨国際健康保養地構想の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十 南飛騨健康増進センターに関すること。

第八条第二項の表生活衛生課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「保健医療課の所掌に属するものを除く。」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同表業務水道課の項の次に次のよ

うに加える。

地域福祉課

- 一 地域福祉施策の企画調整及び推進に関すること。
- 二 福祉に関する人材に関すること。
- 三 民生委員に関すること。
- 四 社会福祉法人社会福祉協議会の認可及び指導監督等に関すること。
- 五 生活保護に関すること。
- 六 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 七 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- 八 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 九 戦没者の慰霊に関すること。
- 十 愛のともしび基金に関すること。
- 十一 生活困窮者自立支援に関すること。

第八条第二項の表地域福祉国保課の項を削り、同表女性の活躍推進課の項に次の二号を加える。

三 同内の他の所掌に属さない事務に関すること。

四 局内の事務の連絡調整及び応援に関すること。

第八条第二項の表子ども家庭課の項第一号中「こと」の下に「子育て支援課の所掌に属するものを除く。第十号及び第十一号において同じ。」を加え、同項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 子どもへの貧困対策に関すること。

第八条第三項中「本庁の部に置く局をいう。以下同じ。」を削り、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
医療整備課	国民健康保険室	国保業務管理係、国保改革準備係、福祉・高齢者医療係
生活衛生課	食品安全推進室	食品指導係、食品安全対策係

6 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
国民健康保険室	第二項の表医療整備課の項第十二号から第十四号までに掲げる事務
食品安全推進室	第二項の表生活衛生課の項第一号及び第十四号から第十九号までに掲げる事務

第九条第一項の表商業・金融課の項中、「経営支援係」を削り、同表労働雇用課の項中「就労支援係、障がい者就労係」を「人材育成係」に改め、同項の次に次のように加える。

産業人材課	管理調整係、人材確保係、産学金官連携係
-------	---------------------

第九条第一項の表産業技術課の項中、「産学連携係、産業人材育成係」を削り、同表新産業・エネルギー振興課の項中「エネルギー・成長産業係、拠点指導係」を「エネルギー係、成長産業係」に改め、同表航空宇宙産業課の項中「人材育成係」を「博物館整備係」に改め、同表地域産業課の項中「県産品開発係、県産品販売促進係」を「県産品振興係、土産物開発推進係」に改め、同表観光企画課の項中「観光企画係、歴史観光係施設整備係」を「政策企画係」に改め、「観光資源係」の下に「国内誘客係」を加え、同表観光誘客課の項を削り、同表国際課の項中「国際課」を「海外戦略推進課」に改め、「管理調整係」の下に「海外政策係」を、「国際交流係」の下に「海外展開係、欧米誘客係、アジア誘客係」を加え、同表第二項の表商工政策課の項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

- 十四 産業支援機関の見直しに関すること。
- 第九条第二項の表労働雇用課の項中第五号を次のように改める。
- 五 産業人材の育成に関すること。
- 第九条第二項の表労働雇用課の項に次の三号を加える。
- 六 職業能力の評価に関すること。
- 七 障がい者の一般就労の促進に関すること。
- 八 国際たぐみアカデミー及び木工芸術スクールに関すること。
- 第九条第二項の表労働雇用課の項の次に次のように加える。

産業人材課

- 一 産業人材の確保に関すること。
- 二 就労の支援に関すること。

第九条第二項の表産業技術課の項第二号中「研究開発」を「工業に係る研究開発」に改め、「総合的な」を削り、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とし、同項に次の六号を加える。

- 十一 ものづくり産業の育成に関すること。
- 十二 知的財産の活用支援に関すること。
- 十三 情報産業の振興に関すること。
- 十四 ITとものづくりの融合に関すること。
- 十五 公益財団法人ソフトラビジャパン及びソフトラビジャパンプロジェクトに関すること。
- 十六 情報科学芸術大学院大学に関すること。

第九条第二項の表新産業・エネルギー振興課の項第六号中「公益財団法人ソフトラビジャパン及びソフトラビジャパンプロジェクト」を「成長産業人材育成センター」に改め、同項第七号から第十一号までを削り、同表航空宇宙産業課の項第二号中「成長産業人材育成拠点の整備」を「岐阜かがみかはら航空宇宙博物館」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 モノづくり教育プラザに関すること。
- 第九条第二項の表地域産業課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 土産物づくりに関すること。

第九条第二項の表観光企画課の項第一号中「観光行政に係る」を「観光政策及び国際政策の」に改め、同項第三号中「次号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第四号中「産業観光」を「観光情報の収集及び提供」に改め、同項第八号中「海外戦略の総括及び関連事業の実施」を「一般社団法人岐阜県観光連盟」に改め、同項を同項第九号とし、同項第七号中「歴史観光（関ヶ原古戦場等）」を「関ヶ原古戦場の整備等」に改め、同項を同項第八号とし、同項第六号中「観光情報の収集及び提供」を「産業観光」に改め、同項の次に次の一号を加える。

- 七 国内観光及び国内誘客宣伝に関すること。
- 第九条第二項の表観光誘客課の項を削り、同表国際課の項中「国際課」を「海外戦略

推進課」に改め、同項中第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 六 国際観光及び海外誘客宣伝に関すること。
- 七 通訳案内士に関すること。

第九条第二項の表国際課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「除く」の下に「第六号において同じ」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 海外戦略の総括及び関連事業の実施に関すること。

第九条第四項中「観光誘客課及び国際課」を「及び海外戦略推進課」に改め、同条第五項の表商工政策課の部に次に次のように加える。

労働雇用課	障がい者就労支援室	拠点整備係、障がい者就労係
-------	-----------	---------------

第九条第五項の表新産業・エネルギー振興課の項中「新産業・エネルギー振興課」を「産業技術課」に、「情報産業室」を「ITものづくり室」に改め、同表観光企画課の部中「海外戦略推進室」を「関ヶ原古戦場整備推進室」に、「海外戦略推進係、国際連携係」を「企画推進係、施設整備係」に改め、同条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項の次に次のように加える。

障がい者就労支援室	第二項の表労働雇用課の項第七号に掲げる事務
-----------	-----------------------

第九条第六項の表情報産業室の項中「情報産業室」を「ITものづくり室」に、「新産業・エネルギー振興課」を「産業技術課」に、「第八号から第十一号」を「第十一号から第十六号」に改め、同表海外戦略推進室の項中「海外戦略推進室」を「関ヶ原古戦場整備推進室」に改める。

第十条第一項の表農産物流通課の項中「輸出戦略・流通企画係」を「流通企画係、輸出戦略係」に改め、同表畜産課の項中「酪農・肉用牛係」を「酪農・飼料係」に、「草地飼料係」を「畜産基盤係」に改め、同条第三項の表農業経営課の部中「農地利用集積係」を「経営体強化育成係」に改め、同部の次に次のように加える。

畜産課	肉用牛振興室	肉用牛係
-----	--------	------

第十条第四項の表担い手対策室の項の次に次のように加える。

肉用牛振興室	第二項の表畜産課の項第三号及び第四号に掲げる事務
--------	--------------------------

第十一条第一項の表林政課の項中「森林計画係」を削り、同表恵みの森づくり推進課の項中「木育推進係、緑化・水源林保全係」を「緑化推進係、担い手育成係」に改め、同表県産材流通課の項中「県産材需要拡大係」を「販路拡大係、消費対策係」に改め、同表森林整備課の項中「森林組合・担い手係」を削り、同表治山課の項中「公有林係」を「水源林保全係」に改め、同条第二項の表林政課の項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 一〇〇年の森づくりの推進に関すること。

第十一条第二項の表恵みの森づくり推進課の項第三号中「木育」を「緑化」に改め、同項第四号中「森林環境教育の推進」を「県民との協働による森林づくり」に改め、同項第五号中「県民との協働による森林づくり」を「森林技術者等の確保及び育成」に改め、同項第六号中「緑化」を「木育」に改め、同項第七号中「水源林の保全」を「森林環境教育の推進」に改め、同表森林整備課の項第六号中「森林組合」を「森林組合等林業事業体」に、「第八号及び第九号」を「次号及び第八号」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同表治山課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 水源林の保全に関すること。

第十一条に次の二項を加える。
3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
林政課	一〇〇年の森づくり推進室	森林企画係、森林計画係
恵みの森づくり推進課	木育推進室	木育推進係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
一〇〇年の森づくり推進室	第二項の表林政課の項第八号から第十一号までに掲げる事務

木育推進室
第二項の表恵みの森づくり推進課の項第六号及び第七号に掲げる事務

第十二条第一項の表建設政策課の項中、「公会計係」を削り、同表用地課の項中「収用・調整係」を「収用・調整第一係、収用・調整第二係、収用・調整第三係」に改める。
第十三条第一項の表下水道課の項中「公共下水道係」の下に、「経営係」を加え、同表水資源課の項中「企画係」を削り、同表都市公園課の項中「公園企画係」を「活用推進係」に改め、同条第二項の表下水道課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 流域下水道事業への地方公営企業法の適用に関すること。
- 第十三条第二項の表住宅課の項に次の一号を加える。
- 五 空き家等対策に関すること。
- 第十三条第五項の表都市公園課の項の前に次のように加える。

住宅課
空家対策推進室
空家対策推進係

第十三条第六項の表花フェスタ記念公園企画推進室の項の前に次のように加える。

空家対策推進室
第二項の表住宅課の項第五号に掲げる事務

第十八条第一項中「環境生活部、商工労働部、農政部」を「健康福祉部」に、「県土整備部」を「都市建設部」に、「都市建設部」を「農政部」に改め、同条第二項中「商工労働部」を「健康福祉部」に、「環境生活部、県土整備部及び都市建設部」を「及び農政部」に改める。

第二十条第一項の表一の項中「及び県民生活相談センター」を削り、「管理調整監」の下に「(管理調整監にあつては、必要と認められる課に限る。)」を加える。

第二十四条の表総務部の部次長(情報化推進担当)の項の前に次のように加える。

次長(県庁舎建設担当) 一人
上司の命を受け、県庁舎の再整備その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。

第二十四条の表健康福祉部の部次長(医療・保健担当)の項中「次長(医療・保健担当)」を「次長(福祉担当)」に、「健康及び保健衛生」を「福祉(子ども・女性局の所掌に属するものを除く。)」に、「事務」について、各部等との総合的な調整を行い、「これ」

を「事務」に改め、同表商工労働部の部次長(障がい者就労促進担当)の項中「次長(障がい者就労促進担当)」を「次長(産業人材担当)」に、「障がい者の一般就労支援」を「産業人材の確保対策」に改め、同部の次に次のように加える。

次長(航空宇宙博物館担当) 一人
上司の命を受け、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。

第二十四条の表農政部の部を次のように改める。

林政部	次長(木育推進担当)	一人	上司の命を受け、木育の推進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
	東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監	一人	上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設等における県産木材の利用促進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。

第二十六条第一項の表財政課の部公会計整備調整監の項中「公会計整備調整監」を「財務管理監」に、「の整備及び調整に関し」を「及び公共施設の総合管理その他」に改め、同表人事課の部の次に次のように加える。

行政管理課
改革推進監 一人
上司の命を受け、行政事務の見直しに関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表管財課の部県有施設管理監の項中「県庁舎の再整備の検討」を削り、同部の次に次のように加える。

県庁舎建設課
県庁舎建設管理監 一人
上司の命を受け、県庁舎の再整備に係る総合的な技術調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表地域スポーツ課の部に次のように加える。

レクリエーション・健康づくり推進監 一人
上司の命を受け、レクリエーション及び全国健康福祉祭の推進に関し特に命ぜら

た事務を処理する。

第二十六条第一項の表競技スポーツ課の部アスリート支援企画監の項の前に次のように加える。

競技力向上対策監	一人	上司の命を受け、競技力の向上に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	----------------------------------

第二十六条第一項の表消防課の部に次のように加える。

環境生活政 策課	生涯学習企画 監	一人	上司の命を受け、生涯学習に関し特に命ぜられた事務を処理する。
環境企画課	自然環境対策 監	一人	上司の命を受け、自然環境の保全及び整備に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表自然環境保全課の部を削り、同表文化振興課の部中「文化振興課」を「文化創造課」に改め、同表県民生活相談センターの部を削り、同表医療整備課の部災害医療対策監の項中「災害医療対策監」を「医療対策監」に、「災害医療対策の」を「医療対策の」に改め、同部看護対策監の項を削り、同表医療福祉連携推進課の部医療人材対策監の項の次に次のように加える。

看護対策監	一人	上司の命を受け、看護師対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表地域福祉国保課の部を次のように改める。

女性の活躍 推進課	センター長	一人	上司の命を受け、女性の活躍支援センター及び男女共同参画プラザの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	男女共同参画 推進監	一人	上司の命を受け、男女共同参画の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	副センター長	一人	上司の命を受け、女性の活躍支援センター及び男女共同参画プラザの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表労働雇用課の部及び企業誘致課の部を削り、同表航空宇宙産業課の部に次のように加える。

商業・金融 課	経営支援対策 監	一人	上司の命を受け、経営支援対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
産業人材課	人材確保対策 監	一人	上司の命を受け、人材確保対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	中小企業総合 人材確保セン ター長	一人	上司の命を受け、中小企業総合人材確保センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	中小企業総合 人材確保セン ター副セン ター長	一人	上司の命を受け、中小企業総合人材確保センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。
産業技術課	研究開発企画 監	一人	上司の命を受け、研究開発の企画推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表観光企画課の部を削り、同表農政課の部に次のように加える。

地域産業課	土産物開発監	一人	上司の命を受け、土産物開発の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
海外戦略推 進課	海外展開推進 監	一人	上司の命を受け、農産品の海外展開その他特に命ぜられた事務を処理する。
	インバウンド 推進監	一人	上司の命を受け、インバウンドの推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表笠松競馬支援室の部競馬支援監の項を削り、同表畜産課の部畜産指導監の項の次に次のように加える。

家畜防疫対策監	一人	上司の命を受け、家畜防疫に関する調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表畜産課の部家畜防疫専門監の項中「調整及び」を削り、同表恵みの森づくり推進課の部を次のように改める。

県産材流通課	東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監	二人	上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設等における県産木材の利用促進その他特に命ぜられた事務を処理する。
--------	-----------------------------	----	--

第二十六条第一項の表技術検査課の部入札制度企画監の項を次のように改める。

検査監	二十三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
-----	------	-----------------------------------

第二十六条第一項の表技術検査課の部検査監の項を削り、同部副検査監の項中「三人」を「四人」に改め、同表道路建設課の部高速道路企画監の項中「高速道路企画監」を「幹線道路企画監」に改め、同表都市整備課の部の次に次のように加える。

下水道課	流域下水道経営企画監	一人	上司の命を受け、流域下水道事業への地方公営企業法の適用の準備及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
------	------------	----	--

第二十六条第一項の表住宅課の部を削り、同表都市公園課の部公園活用推進監の項を削り、同部都市公園企画監の項中「公園活用推進監の所掌事務を除く。」を削り、同条第二項中「生活相談対策監、災害医療対策監」を「芸術文化企画監、医療対策監」に改め、「障害福祉基盤整備企画監」の下に「男女共同参画推進監」を加え、「就労支援企画監、企業人材確保対策監」を「経営支援対策監、人材確保対策監、土産物開発監、流域下水道経営企画監」に、「県営水道経営企画監及び公園活用推進監」を「及び県営水道経営企画監」に改め、「及び生活相談対策監」を削る。
第二十八条の三第一項中「八十人」を「九十人」に改める。
第二十九条第一項の表五の項中「三百人」を「三百五十人」に改める。
第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県公害審査会の項を次のように改める。

岐阜県社会教育委員	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------	---

(教育委員会の所管に属するものを除く。)

第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県環境審議会の項及び岐阜県交通安全対策会議の項を削り、同部の次に次のように加える。

環境企画課	岐阜県公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県自然環境保全審議会	岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表自然環境保全課の部を次のように改める。

県民生活課	岐阜県苦情処理委員会	岐阜県消費生活条例（昭和五十年岐阜県条例第二十九号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県消費生活安定審議会	岐阜県消費生活条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表私学振興・青少年課の部の次に次のように加える。

人権施策推進課	岐阜県地方改善促進審議会	岐阜県地方改善促進審議会設置条例（昭和三十七年岐阜県条例第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
---------	--------------	--

第三十条の表文化振興課の部中「文化振興課」を「文化伝承課」に改め、同部に次のように加える。

岐阜県図書館協議会	岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------	--

する事務（教育委員会の所管に属するものを除く。以下この部において同じ。）

岐阜県博物館協議会
岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

岐阜県文化財保護審議会
岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表人権施策推進課及び県民生活相談センターの部を削り、同表医療整備課の部岐阜県准看護師試験委員の項を削り、同部に次のように加える。

岐阜県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県国民健康保険運営協議会	岐阜県国民健康保険運営協議会条例（平成二十九年岐阜県条例第十五号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表医療整備課の部の次に次のように加える。

医療福祉連携推進課	岐阜県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一二二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------	-------------	--

第三十条の表業務水道課の部の次に次のように加える。

地域福祉課	岐阜県福祉サービ入第三者評価推進審議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	---------------------	--------------------------------------

第三十条の表地域福祉国保課の部を削り、同表産業技術課の部中「産業技術課」を「労働雇用課」に改め、同表林政課の部に次のように加える。

岐阜県地域森林監理士認定審査会
岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表恵みの森づくり推進課の部岐阜県水源地域保全審議会の中「岐阜県水源地域保全審議会」を「岐阜県林業士認定審査会」に、「岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）」を「岐阜県附属機関設置条例」に改め、同表森林整備課の部を次のように改める。

治山課	岐阜県水源地域保全審議会	岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----	--------------	--

第三十一条の表一の部中「及び岐阜県可茂県事務所」を削り、同部振興防災係の項中「防災係」の下に「観光係」を加え、同表中四の部を五の部とし、三の部を四の部とし、二の部の次に次のように加える。

三 岐阜県可茂県事務所	振興防災課	管理調整係、振興係、防災係、産業労働係
	出納課	会計指導係
	環境課	環境保全係、廃棄物対策係
	福祉課	地域福祉係、生活福祉係

第三十三条の表一の項中第三十三号を第三十四号とし、第二十四号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第三十二号」を「第三十三号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 生涯学習に関すること。

第三十三条の表二の項第一号中「前項第二十三号から第三十二号」を「前項第二十四号から第三十三号」に改める。

第三十八条の表四の部生活衛生課の項中「生活衛生係」を「食品指導係、薬事・衛生指導係」に改める。

第四十一条第一項の表二の部家庭支援課の項の前に次のように加える。

総務課	管理調整係
-----	-------

第四十一条第一項の表三の部家庭支援課の項の前に次のように加える。

総務課
管理調整係

第四十一条第二項を削る。

第四十二条第一項の表一の項中第四号を第五号とし、同項第三号中「関すること」の下に「中央子ども相談センターに限る。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

4 県事務所との事務の連絡調整に関すること（中濃子ども相談センター及び東濃子ども相談センターに限る。）。

第四十二条第二項を削る。

第四十五条第一項の表五の項中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「第十八号」を「第二十号」に改め、同号を第十七号とし、同項第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

12 森林病害虫防除に関すること。

13 林業種苗に関すること。

第四十五条第一項の表六の項第一号中「五の項第十五号から第十八号」を「五の項第十七号から第二十一号」に改める。

第四十七条の表一の部保健衛生課の項中「保健衛生第一係、保健衛生第二係」を「企画・連携係、保健衛生係」に改める。

第五十五条第一項の表一の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 保健所等における食品検査の精度向上に関すること。

第六十条の表研修課の項第三号中「研修計画」の下に「及びキャリア相談計画」を加える。

第四章第三節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 岐阜県県民生活相談センター

(設置)

第六十七条の二 消費生活、交通事故、県政及び県民生活に係る相談に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県県民生活相談センターを設置する。

2 県民生活相談センターに相談係を置く。

(所掌事務)

第六十七条の三 県民生活相談センターの所掌事務は、消費生活、交通事故、県政及び

県民生活に係る相談その他必要な事務に関することとする。

2 前項に規定するもののほか、県民生活相談センターにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

一 センター内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第四章第三節第七款から第九款までを次のように改める。

第七款 岐阜県図書館

(所掌事務)

第七十四条 岐阜県図書館条例第一条に規定する岐阜県図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

一 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集及び一般公衆の利用に関すること。

二 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関すること。

三 図書館資料の利用相談に関すること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室との連絡及び協力並びに図書館資料の相互貸借に関すること。

五 自動車文庫及び貸出文庫に関すること。

六 読書会、研究会、資料展示会等の主催及びその奨励に関すること。

七 時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供に関すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等との協力に関すること。

九 郷土・地図情報に関すること。

十 岐阜県図書館協議会に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、図書館奉仕のための必要な事業に関すること。

(課及び係の設置)

第七十五条 図書館に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
企画課	企画振興係、資料係、リニューアル推進係

サービス課 図書利用係、調査相談係、郷土・地図情報係

(課の分掌事務)

第七十六条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 館内の庶務に関する事。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関する事。 3 図書の管理(企画課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 4 岐阜県図書館協議会に関する事。 5 他の所掌に属さない事務に関する事。
二 企画課	1 図書館活動の総合的な企画立案及び調整に関する事。 2 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事。 3 読書活動支援資料に関する事。 4 読書会、研究会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事。 5 図書館資料の相互貸借に関する事。 6 図書館資料の収集に関する事。 7 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関する事。 8 図書館資料の保存に関する事。 9 電算システムの管理及び運営に関する事。 10 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の振興に関する事。
三 サービス課	1 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。 2 図書館資料の利用相談に関する事。 3 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関する事。 4 郷土・地図情報の企画及び運営に関する事。 5 視聴覚ライブラリーに関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、図書館の情報サービスに関する事。

第八款 岐阜県博物館 (所掌事務)

第七十七条 岐阜県博物館条例第一条に規定する岐阜県博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管、展示及び一般公衆の利用に関する事。

- 二 博物館資料の学術的な調査研究に関する事。
- 三 県民及び県民にゆかりのある個人又は団体の収蔵品の展示に関する事。
- 四 博物館資料の解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の刊行に関する事。
- 五 他の博物館、教育機関、団体等との連絡及び協力並びにその活動の援助に関する事。
- 六 岐阜県博物館協議会に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、岐阜県博物館の事業に関する事。

(部及び係の設置)

第七十八条 博物館に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	係
総務部	管理調整係
学芸部	人文係、自然係、マイ・ミュージアム係、教育普及係

(部の分掌事務)

第七十九条 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	分掌事務
総務部	1 館内の庶務に関する事。 2 経理並びに現金及び物品の出納保管に関する事。 3 博物館資料の管理(学芸部の所掌に属するものを除く。)に関する事。 4 岐阜県博物館協議会に関する事。 5 館内の取締りに関する事。 6 他の所掌に属さない事務に関する事。
学芸部	1 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。 2 博物館資料の利用の助言、指導及び普及に関する事。 3 博物館資料の学術的な調査研究に関する事。 4 県民及び県民にゆかりのある個人又は団体の収蔵品の展示に関する事。 5 岐阜県博物館マルチメディア情報センターに関する事。 6 博物館資料の解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書

- 7 等の刊行に関すること。
- 8 他の博物館、教育機関、団体等との連絡及び協力並びにその活動の援助に関すること。
- 9 前各号に掲げるもののほか、博物館の事業に関すること。

第九款 岐阜県高山陣屋管理事務所

(設置)

第八十条 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号。以下「教育機関設置条例」という。)第二条に規定する岐阜県高山陣屋の管理に関する事務を行うため、高山市に高山陣屋管理事務所を設置する。

2 高山陣屋管理事務所に管理調整係を置く。

(所掌事務)

第八十一条 高山陣屋管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 岐阜県高山陣屋の公開に関すること。
- 二 岐阜県高山陣屋の入場料の徴収に関すること。
- 三 岐阜県高山陣屋の維持管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、岐阜県高山陣屋の事業に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、高山陣屋管理事務所において処理する事務は、次のとおりとする。

- 一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
- 二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第九款の二 岐阜県文化財保護センター

(所掌事務)

第八十一条の二 教育機関設置条例第二条に規定する岐阜県文化財保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。
- 二 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。
- 三 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。
- 四 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。
- 五 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 六 文化財の保護思想の普及に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、岐阜県文化財保護センターの事業に関すること。

(課及び係の設置)
第八十一条の三 文化財保護センターに次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
調査課	調査第一係、調査第二係、調査第三係、飛騨調査係

(課の分掌事務)
第八十一条の四 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納保管に関すること。 3 文化財保護センター資料の管理(調査課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 4 所内の取締りに関すること。 5 他の所掌に属さない事務に関すること。
二 調査課	1 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。 2 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。 3 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。 4 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。 5 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。 6 文化財の保護思想の普及に関すること。 7 他の埋蔵文化財保護関係機関との連絡及び協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、文化財保護センターの事業に関すること。

第九十四条第二項の表二の項中「羽島市」の下に「関市、美濃市」を加え、第九十五条の表検査指導課の項中「BSE検査係」を削り、「食鳥検査係」の下に「衛生指導係」を加える。
第百三十九条及び第百四十条を次のように改める。
第百三十九条 長良川上流河川開発工事事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
工務課	工務係

2 前項に規定するもののほか、長良川上流河川開発工事事務所に用地係を置く。
 (課の分掌事務)
 第四百四十条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 工事その他の契約に関すること。
二 工務課	1 内ヶ谷治水ダムの建設工事に関すること。

2 前項に規定するもののほか、長良川上流河川開発工事事務所において処理する事務は、用地の取得に関する事務とする。
 第四百四十二条及び第四百四十三条を次のように改める。
 第四百四十二条 宮川上流河川開発工事事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
工務課	工務係

2 前項に規定するもののほか、宮川上流河川開発工事事務所に用地係を置く。
 (課の分掌事務)
 第四百四十二条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 工事その他の契約に関すること。

二 工務課	1 大島治水ダムの建設工事に関すること。
-------	----------------------

2 前項に規定するもののほか、宮川上流河川開発工事事務所において処理する事務は、用地の取得に関する事務とする。
 第四百四十五条及び第四百四十六条を次のように改める。
 第四百四十五条 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
用地課	用地係
建設課	建設係

(課の分掌事務)
 第四百四十六条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 工事その他の契約に関すること。 4 他の所掌に属さない事務に関すること。
二 工務課	1 用地の取得に関すること。
三 建設課	1 岐阜駅周辺の鉄道高架事業に関連する岐阜駅周辺の整備に関すること。

第五百七十七条第一項の表二の項中「農業技術センター」の下に「県民生活相談センター」、文化財保護センター」を加え、同表三の項中「及び現代陶芸美術館」を「現代陶芸美術館、図書館及び博物館」に改める。

第六十条の表中十の項を十三の項とし、七の項から九の項までを三項ずつ繰り下げ、同表六の項中「及び現代陶芸美術館」を「現代陶芸美術館及び図書館」に改め、同項を同表八の項とし、同表中五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七 県民生活相談センター	副所長
--------------	-----

第六十条の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 岐阜保健所	副所長
---------	-----

第六十一条中「及び現代陶芸美術館」を「現代陶芸美術館及び博物館」に改める。
第七十一条の表中十四の部を十七の部とし、六の部から十三の部までを三部ずつ繰り下げ、五の部を七の部とし、同部の次に次のように加える。

八 下呂土木事務所 監	技術連携調整 一人	上司の命を受け、県土整備分野の下呂市との連携に関し、特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	-----------	---

第七十一条の表中四の部を六の部とし、三の部の次に次のように加える。

四 下呂農林事務所 監	技術連携調整 一人	上司の命を受け、農林行政分野の下呂市との連携に関し、特に命ぜられた事務を処理する。
五 中央家畜保健衛生所	連携推進監 一人	上司の命を受け、家畜衛生の官学連携に関し、特に命ぜられた事務を処理する。

第七十二条第一項の表三の項中「十人」を「五人」に改め、同表四の項中「十五人」を「二十人」に改める。

第七十四条の表二の項中「二十五人」を「三十人」に改め、同表三の項中「四十人」を「四十五人」に改め、同表五の項中「四十人」を「三十人」に改める。

第七十五条第二号の表中十七の項を十九の項とし、十の項から十六の項までを二項ずつ繰り下げ、九の項の次に次のように加える。

十 図書整理員	上司の命を受け、図書の貸出し、返却、分類、整理等の補助業務に従事する。
十一 主任営繕手及び営繕手	上司の命を受け、営繕事務に従事する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課の職に補せられている者又は当該課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課の職に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

環境生活部自然環境保全課	環境生活部環境企画課
環境生活部文化振興課	環境生活部県民文化局文化創造課
健康福祉部地域福祉国保課	健康福祉部地域福祉課

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社